

学校安全対策協議会

1. 弓削小学校安全対策協議会規約

(目的)

第1条 本会は、弓削小学校の児童を、家庭、学校、地域が一体となって守り 育てるための活動を推進することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、弓削小学校安全対策協議会と称し、事務局を弓削小学校に置く。

(組織)

第3条 本会は、第1条の目的に賛同する次の団体をもって組織する。

- ・ 弓削小学校
- ・ 弓削小学校PTA
- ・ 弓削校区青少年育成協議会
- ・ 自治会連合会
- ・ 民生児童委員会
- ・ 保護司会
- ・ 防犯協会
- ・ 校区婦人会
- ・ 校区消防団
- ・ 校区体育協会
- ・ 校区交通安全協会
- ・ 青少年補導員
- ・ その他賛同する団体

(活動)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 校区危険箇所の点検
 - (2) 地域パトロール活動の実施
 - (3) 少年非行に関する情報交換
 - (4) 非行防止に関する啓発活動
 - (5) その他目的達成に必要な事業
- ただし、他の団体と共催して行うこともできる。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 書記 1名
 - (4) 事務局 1名
- 2 会長は、本校PTA会長が兼ねる。
 - 3 他の役員は本会が委嘱する。
 - 4 役員については、総会で承認を得る。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総括し、会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 書記は、会議の記録をとる。

4 事務局は、会長の指示を受けて、総会等の会議の計画や資料の準備を行う。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の開催及び運営)

第8条 本会の会議は、総会と定例会とし、会長が召集する。

2 総会は、年1回とする。

3 定例会は、学期1回とする。

ただし、必要に応じて、会長は会を招集することができる。

(細則)

第9条 活動に必要な特別の組織・委員会を随時設けることができる。

(会則の改廃)

第10条 会則の改廃は総会で決議する。

付則

本会則は、平成13年9月1日より施行する。

2. 令和5年度実施計画

学期	月	内容
1	5	総会（紙面で）
	5	地域の危険箇所点検
	7	地域の施設夏祭り後の夜間パトロール
2	8	夜間パトロール
	1 2	夜間パトロール
3	3	総会（紙面で行われる可能性あり）
	3	非行防止教育パトロール